

37  
p 17

アメリカの國民所得

國民實力研究所



(ひらがな)

1927  
1927

第六編 米 國  
第一章 序 論

商務省ニヨル國民所得推計ハ一九三三年第七十二議會第一會期ニ於テ、  
 上院議員「R・L・フォレット」ニヨリ提出、可決ヲ見タ上院決議ニ  
 差キ開始セラレタ。第一卷ハ一九三四年初ニ「國民所得一九二九―三  
 二」ノ標題ヲ以テ「議會報告第一二四號・第七三議會第二會期」トシ  
 テ發表、第二卷ハ一九三六年十一月ニ「合衆國國民所得・一九二九―  
 三五」トシテ發表、第三卷ハ一九三七年六月ニ「國民所得・一九二九―  
 一三六」トシテ發表、其ノ後、數字ハ商務省發行誌「サーヴェイ・オ  
 ブ・カレント・ビジネス」(以下サーヴェイト略ス)ノ諸號ニ付キ見  
 ルコトガ出來ル。當該誌一九四一年六月號ニ一九四〇年ノ推計數字ガ  
 發表セラレタ。茲ニハ前記、第二卷(詳細ハ是ニヨル)第三卷、並ニ  
 「サーヴェイ」ニ據リ、國民所得推計方法ヲ記述シタ。  
 尚、商務省ハ月別國民所得推計(推計項目ハ(一)被働者報酬(1)製造工

2

業及土木建築業、(2)運輸及公衆事業(3)商業及金融業(4)公務、用務其他  
 (5)救済事業(一)配當及利子、(二)個人企業利得、純地代及特許權使用料  
 ノ三項目)于一九三八年二月、「サーヴェイ」ニ「合衆國月別國民支  
 拂所徃」トシテ初メテ發表シ、爾後毎月、數主ヲ「サーヴェイ」ニ發  
 表シテキルガソレニ準シテハ商務省發行ノ小冊子「合衆國國民所得」  
 一九二九一〇〇ニ其ノ推計方法並資料ノ詳細、記述ガアル。  
 之ト別價ニ、農務省、農務調査局ハ農産物ノ價格變動ニ對スル研究會  
 料トシテ一九二九年以降ハ商務省、一九二九年以前一九一九迄ハ「W  
 ・I・キング」ノ國民支拂所徃年推計ヲ主トシテ労働統計局ノ傳給實  
 績指數及ビ「O・V・ウエルズ・L・E・ピーン」ニヨリ作成セラレ  
 タ都市消費支拂指數(一九一九一三三)ニ表キ月別ニ換算シテ「月  
 別農業外所得推計」及ビ「農業ヲ含ム月別國民所得」トシテ發表シテ  
 キル。其ノ概要ハ「國內需要ノ一測定トシテ、非農業所得」(一九三  
 七年六月)ナル小冊子ニ述ベラレテキルガ換算方法並資料ハ國民復興

省「月別國民労働・一九二九―三五」一九三六年三月ニ遊べラレタト  
同様デアル。

尙別ニ州別ノ所得推計ガ「國家、個人ヘノ支拂所得・一九二九―三八」  
（J・L・マートイン）トシテ「サーヴェイ・一九四〇年四月」ニ發  
布サレテキル。其ノ詳細ハ「合衆國支拂所得・一九二九―四〇」ニア  
ル。但シ、月別算出ノ所得ハ個人ノ收受シタ購買力トイフ見地ニ即シ、  
年推計ニ含マレザル直接救濟費、退役軍人年金、社會保險制度ニヨル  
受取保險金ヲ含ミ、年推計ニ含マレル企業貯蓄、業主及被僱人ノ社會  
保險分擔額ヲ含マナイモノデアル。

第二章 國民所得ノ意義

(一)ニツ、「國民所得」概念

一般ニ所得ハ生産ノ側カラト分配即チ收入ノ側カラ考案セラレル前  
、場合ハ「生産所得」ノ概念トナリ、後ノ場合ハ「支拂所得」ノ概  
念トナル。本推計ニ於テハ右ノ二ツノ概念ヲ採リ、其ノ各ニ就キ推

3

4

計スル。

(イ) 「生産國民所得」

一定年間ニ一國民經濟内ニテ生産セラレタ商品及ビ勤勞ノ純價額、即チ商品及ビ勤勞ノ生産總額ヨリ其ノ生産過程ニ於テ消費セラレタ原料並ニ本設備ノ減耗價額ヲ控除シタチ、テアル。

(ロ) 「支援國民所得」

國民各個人ガ生産過程ニ於テ集團的ニ或ハ個別的ニ提供スル勤勞、資本、對價トシテ國民經濟ヲ構成セル企業(註)ヨリ收受スル所得即チ賃金、俸給、利子配當、企業利益純地代、特許權使用料、合計デアル。

(註) 茲ニ企業トハ商品或ハ勤勞ノ生産又ハ分配ニ従事スル總テノ經濟單位ヲ謂フ。從テ株式會社、合名會社、外、個人營業、農協、同業組合、獨立自由業、官營事業其他ノ生産單位ヲ含ム。即チ**農場並醫業ハ企業、農業者、醫者ハ企業者**

ヲ彼等ガ其ノ勤勞ノ對價トシテ受取ルモノハ企業利益ト謂ハレル。

(ハ) 正又ハ負ノ企業貯蓄

前述「生産國民所得」ト「支拂國民所得」トノ差額ガ企業貯蓄トナル。即チ「生産國民所得」ガ「支拂國民所得」ヨリ多額ノ時ハ企業ハ純生産額ノ一部ヲ保留スルワケニテ、其ノ部分ハ「正ノ企業貯蓄」ト謂ハレ、逆ニ「支拂國民所得」ガ「生産國民所得」ヨリ多額ノ時ハ、企業ハ自己資産ヲ減損セシメテ所得ノ支拂ヲナスワケデ、其ノ部分ハ「負ノ企業貯蓄」ト謂ハレル。

第三章 國民所得ノ範圍

(一) 推計スベキ所得ノ範圍

一般的ニ推計セラレル國民所得ノ範圍ハ國民經濟ノ交換過程（市場）ニ入り來ル勤勞ノ生産物並勤勞ニ對スル報酬即チソレニ關シテ一定ノ量額ガ行ハレ、現金又ハ現物ヲ以テ支拂ガナサレ。モノニ限ラレ

脱  
病

ル。但シ農場ニ於テ生産セラレ消費セラレル作物、價額ハ、農業經濟活動カラ直接生ズルモノデアリ且ツ測定可能故、國民所得推計中ニ含マレル。

労働ニ對スル賃銀、俸給、資本ニ對スル配當、利子、土地ニ對スル地代、一体トナツタ労働、經營、資本ニ對スル企業利益ガ國民所得推計中ニ含マレルコトハ明カテアルガ、其ノ外ニ國民所得推計中ニ含マレルカ否カガ疑問、モノガ相當アル。其ノ中、重要ナモノニ就キ述ベレバ左ノ如クデアル。

(1) 主婦及ビ家族、勤勞即チ家政、儲蓄、貯蓄、園藝、裁縫、修繕等ハ商品及ビ勤勞ノ相當量ヲ作り出し、國民ノ純生産額ヲ増大セシメハスルガ、ソレハ國民ノ經濟活動ヨリハ寧ろ家族並家庭生活ノ一部ト看做サルベキモノデアリ、且ツ斯ル勤勞ノ價額ヲ測定スル充分ノ基準ナキ爲、國民所得推計ニ含マレナイ。此ノ結果、斯ル家庭勤勞ガ市場ヲ爲サレル時ハ國民所得推計ハ増加シ、逆ノ場合

ハ減少スルコトナル。

(ロ) 自己所有ノ永續的消費財産即チ家畜、自動車、家具家財等ノ所有者自身ニヨリ使用ヨリ生ズル效用價值ハ、(イ)ト同様ノ理由ニヨリ國民所得推計ニハ含まレナイ。併シ、斯ル財産ヲ他人ニ貸貸シタ時、效用價值即チ賃貸料ハ市場ニ於ケル取引ニヨリ決定セラレ且ツ計算可能ナル故、所得推計中ニ含まレル。此ノ結果、自己所有ノ家屋ガ多ケレバ國民所得推計ハ減少シ、家屋ヲ賃貸スルコト多ケレバ増加スルトイフコトニナル。

(ハ) 雑役即チ衣服仕立、音楽ノ家庭教授、間接、註文取り、重刈、新聞配達等ヨリ、収入ハ計算不能ノ爲、國民所得推計ニ含まレナイ。  
(ニ) 慈善的並直接的ノ救済金、贈與金、相済金、保険金等ノ収入ハ、勤勞ニ對スル對價デハナク、所得ノ移轉ト看做サレ、所得推計中ニ含まレナイ。

後述ノ如ク、「生産國民所得」ノ推計ハ「支拂國民所得」ニ「企



8

業時監シテ加減シテ算出スル間接的ナ方法ニヨル為、右ノ慈善的  
 並直接的ナ救済金等ノ中、企業ヨリ寄附又ハ租税ノ形式ヲ賦出セ  
 ラレ、縦ニ企業ノ所得報告ニ含まレテキナイ部分ハ、所得推計中  
 ニ計上セネバナラナイワケデアルガ、慈善的並救済金等ノ出所ヲ  
 明カニスル資料ハナク、コレハ推計不能デアル。

(四) 資本財産價額ノ變化ハ實現セラレタルモノニセシ帳簿上ノモノニ  
 セヨ國民所得推計ニ含まレナイ。但シ財産ノ賣買業者ノ利益或ハ  
 損失ハ、其ノ勤勞ニ對スル報酬トシテ所得推計中ニ含まレル。其  
 ノ理由ハ、資産ノ賣却、資産ノ減價又ハ増價ニヨリ生ズル損益額ヲ  
 含メル時ハ、所得ノ變化トコレノ資本化ニアル資産價額ノ變化ヲ  
 重複計算スルコトニナルカラデアル。

(五) 不法行為ニヨル收入ハ推計不能ナル爲ニ所得推計中ニ含まレナイ。  
 (六) 年金並免害補償收入ハ、既ニ提使セラレタ勤勞ニ對スル繰延拂ナリ  
 トシテ所得推計中ニ含まレル。災害補償金ハ總テ雇主ノ支出ニヨ

ル子ノデアアルカラ問題ハナイガ、年金ノ一部ハ被傭者ノ應出ニヨ  
ルモノガアリ、此ノ部分ハ過去ノ貯蓄ノ引出シト見ラルベキナ  
ナル故、所得推計ヨリ控除セネバナラナイワケデアアル。併シ其ノ  
割合ハ年金總額ノ五%ヲ越スナイト信ズルニ足ル根據ナアリ、且  
正確ニコレヲ算出スルコト困難ナ爲、年金千總ヲ含ムコトトス  
ル。

(イ) 救済事業ノ賃銀ハ他ノ賃銀、俸給ト同様、提供セラレタ勤勞ニ對  
スル報酬ト假定シテ所得推計中ニ含マシメタガ、各人ガ其ノ意見  
又ハ目的ニ從テ適當ニ取扱ヒ得ル様、他ノ項目ト分ケテ挿記スル  
コトトシタ。

(二) 國民所得ノ分類

以上ヲ要約スレバ、國民所得推計ノ範圍ハ左ノ分類ニ示スガ如クデ  
アル。

「I」 支拂ノ種類ニヨル分類

10

一、支拂所得

(一) 被備者ノ報酬

- (イ) 賃銀 (現金、食、住、現物給與其他心附ケ等)
- (ロ) 俸給 (イ)ト同様手數料「コミツション」ヲ含ム
- (ハ) 其他、勤勞所得

(1) 災害補償料 (被備者へ、支拂分)

(2) 年金

(3) 文武官退役給金、被備軍人ニ對スル恩給其他ノ給與

(二) 利子及ビ配當 (個人へ、支拂分)

(イ) 利子 (ロ) 配當

(三) 個人企業利得

純地代及ビ特許權使用料

二、生産所得

(一) 以上ノ全項目

(二) 企業貯蓄 (正又、負) 即于生息所為、支拂所得、差額

(1) 會社 (2) 個人

「五」產業別分類

一、農 業

二、鑛山、採石、油井業

(一) (有煙) 瀝青炭

(二) 無煙炭

(三) 金屬鑛山

(四) 油井、天然瓦斯

(五) 採石、非金屬鑛山

三、電燈、電力、瓦斯業

(一) 電燈、電力

(二) 瓦斯

四、製造工業

71

12

- (一) 飲食料、煙草
  - (二) 纖維、皮革
  - (三) 製紙、印刷、出版
  - (四) 化學製品、精油
  - (五) 建設資材及家具類
  - (六) 金屬及金屬製品
  - (七) 雜工業
- 五 土木建築、造船業 (註一)
- 六 運輸業
- (一) 鐵道 (「ブルマン」寢臺車並行列表會社ヲ含ム)
  - (二) 水運
  - (三) 軌道
  - (四) 自動車運輸
  - (五) 航空運輸

13

因導管運轉

七 通信業

(一) 電信

(二) 電話

八 商業

(一) 卸賣商業

(二) 小賣商業

九 金融、保險、不動產業 (註二)

(一) 銀行

(二) 保險

(三) 不動產 (個人所有分含)

十 公務

(一) 郵政

(二) 州

14

(三) 市、町、村、學區

市

(四) 教育

公用 務

(一) 自由職業 (宗教、私教育、醫療、病院、法務、技術顧問等)

(二) 個人的用務 (「ホテル」、  
「レストラン」、機械洗濯、「ク

リーニング」、染物、「アバウトメントハウス」、貸事務所

等)

(三) 娛樂興行 (映畫製作並上映、「ラヂオ」放送等)

(四) 家庭用務 (家政婦、洗濯女、料理人等)

(五) 企業用務 (會計事務所、廣告業、同業組合、商會事務所等)

(六) 雜業 (自動車、「ラヂオ」、「エレベーター」、時計等、修繕

其他)

主 雜業 (漁業、個人金融業、獨立行商、雜自田業等)

病

(註一) 一九三九年以降、造船業、製造工業ニ編入。  
(註二) 一九三五年以降、媒介局旋業方志雜誌ヨリ移サレテ管部門ニ編入。

第四章 國民所得推計方法並資料要目

(一) 支拂及生産國民所得

(イ) 支拂國民所得ハ各産業ニ於ケル賃銀、俸給、其ノ他ノ勤勞所得、利子、配當、企業利得、純地代、特許權使用料ヲ合計シテ算出スル。此ノ場合、各企業ヨリ個人へ、支拂額ヲ捉ヘル方法ヲ原則トスルガ、ソレガ不可能ノ場合(自由職業等)ハ照會調査ニヨリ各個人ノ收入額ヲ捉ヘル。

(ロ) 企業貯蓄(正又ハ負)ヲ會社、個人ニ就キ算出シ、コレヲ(イ)ノ支拂國民所得ニ加ヘテ生産國民所得ヲ算出スル。

(二) 支拂及生産國民所得、各構成部分  
(イ) 俸給、賃銀

15



16

諸種ノ國勢調査ノ數字ニ據リ、コレヲ勞働統計局、勞働者數並賃銀支拂額指數ニヨリ修正シテ算出スル。國勢調査ノ數字ナキ産業ニ就テハ公私ノ行政並調査機關ノ報告ヲ利用スル。

被傭者ヘノ現物給與額(特ニ兵役、農業、水運ニ於テ重要)ハ賃銀支拂額ヲ得タチノト同一ノ資料ニミル。

(ロ) 救濟事業費額(一九三一年以降)

コレハ資源保存市民勞働團ノ給料並現物給與、市民專業省、聯邦非常救濟省、聯邦專業計畫ノ賃銀支拂額及ビ「ワシントン」地區以外ノ行政官廳ノ賃銀支拂額(但シ聯邦專業計畫ニ關スルモノハ除ク)デアルカラ、各所管官廳ノ報告ヨリ數字ヲ得ル。

(ハ) 雇主、社會保險分擔掛金(一九三六年以降)コレハ失業補償金、老年保險、鐵道退職並失業補償金、分擔掛金ヲ含ムモノ、デ資料ハ社會保險省ノ調査統計局、失業補償部ヨリ得ル。

(ニ) 其他ノ勤勞所得

19

(1) 災害補償料

代表的十州、補償委員會、報告ニ據リ當該州全体ニ就テ償還支拂額ニ對スル補償料支拂額ノ比率ニ算出シ全國ノ償還支拂額ニ乘ジテ算出スル。「サーヴィス産業」ニ於ケル補償料ノ推計ハ右ノ代表州ニ於ケル補償料支拂額ニ代表州ト全國トニ於ケルサーヴィス産業ニ從事スル者ノ比率ヲ乘ジテ算出スル。一九二九年以降、全國分ハ代表州ノ補償料支拂額ノ年々ノ増勢信ニヨル。

(2) 年金

産業關係顧問會ノ資料ニ據ル。各産業別ノ數字ハ一九三一年ヨリ一九三三年迄ニ就キ得ラレル故、他ノ年ハ上連年ニ於ケル比率ニヨリ各産業別ニ分割スル。

(3) 退役給金、豫備軍人ニ對スル恩給其他、給與

大部分聯邦政府ニヨリ支拂ハレルモノナル故、各所管事務局ヨリ數字ヲ得ル。